

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
に当り  
その日  
の翌日  
に当た  
る日)

## 目次

### ◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃〃)  
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃〃)  
計量器の定期検査の実施(商工指導課)  
土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤

師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成元年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小原 佳子	鳥薬第六九七号	平成元年五月九日
金田 珠美	鳥薬第六九八号	〃

### 鳥取県告示第六百三十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
吉中胃腸科医院	東伯郡東伯町大字丸尾一〇二	平成元年四月八日
医療法人社団松浦診療所	米子市東町一六三	平成元年四月一日
医療法人社団門脇内科医院	境港市明治町一七二	"
医療法人社団荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原八四一	"
医療法人社団細田内科医院	米子市角盤町三丁目一六九	"
医療法人社団高田内科医院	境港市東雲町七	"
阿部医院	米子市角盤町二丁目一〇一	"
木村皮膚泌尿器科医院	米子市東倉吉町六八	"
戸口田整形外科医院	米子市上福原一五九四	"
辻谷外科医院	米子市糍町二丁目二八一三	"
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡五七六一	"
ゆたに薬局	鳥取市吉成二〇六一	"
もりた薬局	鳥取市吉方町一丁目四三八	平成元年四月十日
佐治村国民健康保険診療所	八頭郡佐治村大字加瀬本二七一	平成元年四月一日
医療法人中西医院	境港市上道町七三三一	"
医療法人社団常松医院	米子市福市五七四一五	"
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	"
医療法人社団渡部医院	境港市渡町一二九三一三	"
医療法人柿坂医院	八頭郡八東町大字北山四七	"
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目二三	"
医療法人下山医院	米子市上福原一六七〇一	"
大覚寺クリニック	鳥取市吉成二〇六一	平成元年四月二十六日
医療法人前嶋眼科医院	鳥取市元町二二六	平成元年四月一日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二二	"
内科・小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷一丁目一一〇	"
鳥取駅コクミン薬局	鳥取市東品治町一一一一	平成元年四月十五日
稲村歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三	平成元年四月一日
扇町中村歯科医院	鳥取市扇町三一	"
末広温泉中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	"
有限会社津ノ井薬局	鳥取市津ノ井二五七一〇	平成元年四月二十六日
白石医院	米子市安倍二一九一三	平成元年五月十二日

ホワイト歯科医 院	米子市石井六九九一三	平成元年五月六日
彦歯科医院	米子市東福原五六三―三	平成元年五月八日
松木歯科診療所	西伯郡中山町塩津字葉砂粉三 一二	"
小鴨薬局昭和店	倉吉市昭和町二丁目一	平成元年五月一日
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八―一	"

鳥取県告示第六百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平井 佳人	鳥国薬第六八三号	平成元年三月一日

田 總 洋	鳥国薬第六八四号	平成元年三月十三日
高 岡 清	鳥国薬第六八五号	平成元年三月十六日
山 本 哲 夫	鳥国薬第六八六号	"
鈴 木 忠	鳥国薬第六八七号	"
北 村 真 理	鳥国薬第六八八号	"
森 田 洋 午	鳥国薬第六八九号	平成元年三月二十八日
三 浦 敬 子	鳥国薬第六九〇号	"
上 田 昭 宇	鳥国薬第六九一号	平成元年三月二十九日
田 中 まや子	鳥国薬第六九二号	平成元年四月十三日
三 田 正 之	鳥国薬第六九三号	"

鳥取県告示第六百三十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三号の規定により告示する。

平成元年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

平成元年七月三日から  
平成二年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

平成元年七月三日 午前十時から  
午後三時まで 倉吉市 倉吉市立河北中学校

平成元年七月四日 " " 倉吉福祉会館

平成元年七月五日 " " " "

平成元年七月六日 " " 倉吉市立成徳小学校

平成元年七月七日 " " " "

平成元年七月十三日 午前十時から  
正午まで 神鋼機器工業株式会社

" " 午後一時から  
午後三時まで 日本庄着端子製造株式会社

平成元年七月十四日 午前十時から  
正午まで 倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年六月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 松本秀頼 鳥取市江津四〇五の五

" 青木充宏 " 六六八

" 松下清寿 " 六二八

" 米沢幸美 " 四〇四

" 中村幸治 " 六五四

" 坂本義照 " 秋里八四九

" 吉田利明 " 七九六

監事 高田忠治 " 江津六三五

" 北風一郎 " 秋里五三九

平成元年四月十六日退任

就任した役員の名及び住所

理事 松本秀頼 鳥取市江津四〇五の五

" 青木充宏 " 六六八

" 松下清寿 " 六二八

" 中村幸治 " 六五四

" 吉田和夫 " 四〇〇

" 木下茂 " 秋里八四〇

" 木下衛作 " 八一〇

監事 高田忠治 " 江津六三五

" 木下英太郎 " 秋里八一六の一

平成元年四月十七日就任 任期二年

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】